

公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する本校の取組

1 本校における研究費不正使用防止に関する取組方針

(目的)

この取組方針は、サレジオ工業高等専門学校（以下本校という）における研究費等の使用に関し、法令その本校の定める規定等を遵守するとともに、研究費等の執行及び管理主体が本校にあることを踏まえつつ、校長の責任とリーダーシップの下で不正使用を防止する管理・監査体制を整備し、教職員の意識向上及び周知徹底を図ることを目的とする。

(研究費の範囲)

この取組方針の研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体、その他の法人からの研究助成金及び補助金
- (3) 本校の予算内で配分される課題研究費

(責任体系の明確化)

本校は、研究費等を適正に管理・運営する責任体制をとり、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は、校長とし、本校全体を統括し、研究費等の管理・運営について、最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、副校長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費等の管理・運営について本校全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、本校の教員については、副校長（研究担当）専攻科長とし、事務部門においては、事務長とし、本校における研究費等の管理・運営について、実質的な責任と権限を有する。

(ルールの明確化)

本校は、研究費などに係る事務処理手続きについて、常に検証を行い、ルールの明確化、標準化を図るとともに、教職員に対して周知徹底を図る。

(職務権限の明確化)

本校は、研究費等の執行について権限と責任を明確にし、それに応じた管理体制、決裁体制を構築する。

(教職員の意識向上)

教職員は、個人の研究計画を提案し採択された研究費等であっても、本校の規程により研究

費等の機関管理が必要であること、また、研究費等が国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、社会に対して説明責任を果たせる仕組みを構築し、常に適正な管理を行う。

2 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、本校の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

3 本校は、教職員の意識向上及び事務職員の専門的能力の向上を図るため、コンプライアンス教育などの必要な教育を行うと共に、本校の規程等を遵守し、規程に違反した場合の処分等を盛り込んだ誓約書を徴収し、意識向上を図る。

(告発等の取扱)

本校は、不正に関する本校内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、窓口担当者から迅速かつ確実に本校の最高管理責任者に伝わる体制及び、告発等に関する規程を定める。

(調査等)

研究費等の不正使用においては、調査委員会の設置、調査の仕組み及び懲戒規程等を整備し、調査及び懲戒の必要が生じた場合に公平な取扱いがなされるよう、公正かつ透明性の高い仕組みを構築する。

(不正防止計画の策定・実施)

研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。

2 本校の最高管理責任者の直属として、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を設置し、主体的に不正防止計画を実施するとともに、最高管理責任者が不正防止計画の進捗管理に努める。

(研究費等の適正な運営・管理)

本校における研究費等の適正な執行及び管理を推進するため、予算執行が計画通り行われているか「防止計画推進部署」によるチェックを行い、発注・検収業務についてチェック体制を構築する。

2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、本校の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績や本校におけるリスク要因・実行性等を考慮した上で誓約書等の提出求める。

3 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収ルールを定め、運用する。

4 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理や研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認を事務部門で行う体制作りを行う。

(情報発信・共有化の推進)

研究費等の事務処理手続きに関する相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 研究費等の不正使用に関する通報（告発）を受け付ける窓口を設置する。
- 3 研究費等の不正使用に関する情報は、ホームページにより外部へ公表する。

（モニタリング体制の整備）

内部監査にあたっては、防止計画推進部署との連携を強化し、監事及び会計監査人と不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、また、内部監査部門を最高管理責任者の直轄組織として内部規程を整備し、実効性のあるモニタリング及び監査を実施する。

- 2 本校は、「文科省が実施すべき事項」（履行状況調査、機動調査、フォローアップ調査、特別調査）について協力する。